



市 章

大津市公報

平 成 28 年 6 月 6 日
号 外 (第 47 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 条 例

59 大津市議会基本条例の一部を改正する条例…………… 1

条 例

大津市議会基本条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月6日

大津市長 越 直 美

大津市条例第59号

大津市議会基本条例の一部を改正する条例

大津市議会基本条例（平成27年条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(議会の活動原則) 第5条 一略一	(議会の活動原則) 第5条 一略一 <u>(議会活動実行計画の策定)</u> 第5条の2 議会は、この条例に掲げる規定を具現化するため、議会活動の実行目標、工程、期間等を定めた実行計画を策定するものとする。 <u>2 議長は、これを公表する。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。